



福岡医発第2349号(地)
平成24年 1月 7日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一 良
(公印省略)

筑紫野市乳幼児医療制度の制度拡大について

今般、筑紫野市より乳幼児医療制度が下記のとおり拡大する旨、通知が参りましたので、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本制度に関するお問い合わせについては、筑紫野市 健康福祉部 国保年金課 医療担当 (TEL:092-923-1111 (内線 282)) までご照会ください。

記

平成24年4月1日から筑紫野市乳幼児医療制度が変わります

変更助成内容

- ◇ 9歳の年度末まで入院医療費のみ助成を拡大します
- ◇ 名称が子ども医療制度に変更になります
- ◇ 医療証が0歳から小学3年まで、一枚に統一されます

注意事項

- ◇ 重度障害者医療証、ひとり親家庭等医療証をお持ちの方は、子ども医療証は使えません
- ◇ 平成24年3月末には、医療証の交付及び差し替えをします

	現行	改正後
対象者	通院：義務教育就学前 入院：義務教育就学前	通院：現行と同じ 入院：9歳の年度末
自己負担	3歳未満：なし 3歳以上義務教育就学前： 通院 600円/月(上限) 入院 500円/日(月7日限度) ※いずれも1医療機関ごとに負担	3歳未満：現行と同じ 3歳以上義務教育就学前： 現行と同じ 義務教育就学後から9歳の年度末： 通院 3割負担(助成なし) 入院 500円/日(月20日限度) ※いずれも1医療機関ごとに負担

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
母子保健担当理事 松行眞門
会長 蒲池 壽

〈 公 印 省 略 〉

23筑国第1294号

平成23年12月20日

福岡県医師会

会長 松田 峻一良 様

筑紫野市長 藤田 陽三

(国保年金課医療担当)

筑紫野市乳幼児医療制度の制度拡大について (依頼)

日頃より筑紫野市政にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

標記について、乳幼児医療制度を別紙のとおり拡大しますので、お知らせいたします。

恐れ入りますが、福岡県医師会に加入している医療機関へ周知をしていただきますようお願い申し上げます。

今後とも本制度の円滑な実施に御協力いただきますようお願いいたします。

《 問い合わせ 》

筑紫野市 健康福祉部国保年金課医療担当

tel 092-923-1111 内線282

fax 092-923-5391

nenkin@city.chikushino.fukuoka.jp

平成 24 年 4 月 1 日から筑紫野市乳幼児医療制度が変わります

変更助成内容

- ◇ 小学 1 年から小学 3 年まで入院医療費のみ助成を拡大します
- ◇ 名称が子ども医療制度に変更になります
- ◇ 医療証が 0 歳から小学 3 年まで、一枚に統一されます

注意事項

- ◇ 重度障害者医療証、ひとり親家庭等医療証をお持ちの方は、子ども医療証は使えません
- ◇ 平成 24 年 3 月末には、医療証を交付及び差し替えをします

	現行	改正後
対象者	通院：義務教育就学前 入院：義務教育就学前	通院：現行と同じ 入院： 9 歳の年度末
自己負担	3 歳未満：なし 3 歳以上義務教育就学前： 通院 600 円/月（上限） 入院 500 円/日（月 7 日限度） ※いずれも 1 医療機関ごとに負担	3 歳未満：現行と同じ 3 歳以上義務教育就学前： 現行と同じ 義務教育就学後から 9 歳の年度末： 通院 3 割負担（助成なし） 入院 500 円/日（月 20 日限度） ※いずれも 1 医療機関ごとに負担

《 問い合わせ 》

筑紫野市 健康福祉部国保年金課医療担当

tel 0 9 2 - 9 2 3 - 1 1 1 1 内線 2 8 2

fax 0 9 2 - 9 2 3 - 5 3 9 1

nenkin@city.chikushino.fukuoka.jp